

京田辺市分別収集計画（第10期）

令和4年6月

京 田 辺 市

京田辺市分別収集計画

1. 計画策定の意義

本分別収集計画は、容器包装廃棄物という資源化物の分別収集による資源化、及び地域における容器包装廃棄物の3Rを推進することにより最終処分量を削減することを目的に策定したものであり、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、ごみの減量化・資源化はいうまでもなく、市民・事業者・行政がともに循環型社会の構築を図り、真に豊かで健康なまちづくりを目指すものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するにあつての基本的方向として、京田辺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の基本理念である「“M O T T A I N A I” の心で循環型まちづくり」に則り、ごみの排出抑制（リデュース）、再利用（リユース）の推進及び再生利用（リサイクル）の促進に取り組み、環境と調和した循環型まちづくりを目指す。

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

なお、白色の発泡スチロール製食品トレイ（白色トレイ）は、プラスチック容器包装に含める。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t/年）

年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度	9 年 度
容器包装廃棄物	1,649	1,656	1,665	1,661	1,658

容器包装廃棄物対象品目別排出量

(単位：t/年)

年度 容器包装	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
スチール製容器	50	50	51	51	51
アルミ製容器	22	22	22	22	22
無色のガラス製容器	171	171	171	170	169
茶色のガラス製容器	138	138	139	138	137
その他のガラス製容器	131	131	132	131	130
飲料用紙容器	6	6	6	6	6
段ボール	488	491	494	494	494
ペットボトル	147	148	148	148	148
その他のプラスチック製容器包装	496	499	502	501	501
合 計	1,649	1,656	1,665	1,661	1,658

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

○ 紙ごみの分別収集

平成 28 年 10 月より、紙ごみ（新聞・チラシ、雑誌・書籍、段ボール）を新たな分別区分として収集し、資源化することにより、焼却量の削減とリサイクル率の向上を図った。

○ プラスチック製容器包装の分別収集

平成 28 年 10 月より、プラスチック容器包装類を新たな分別区分として収集し、資源化することにより、焼却量の削減とリサイクル率の向上を図った。

○ リデュースの啓発

ごみカレンダーやホームページへの掲載など、市民及び事業者に対してごみの発生抑制の啓発活動を行う。

○ 大学生が排出するごみの実態把握及び減量啓発

本市の特徴である「学生の一人住まいの多さ」に着目して、学生マンション等のごみの排出実態を調査することで、より効率的な減量啓発に役立てる。

○ 持続可能なライフスタイルの構築

市民及び事業者に、“もったいない”の心で、長く使えるものを購入するなどのライフスタイルを浸透させる。

○ 不要な容器包装のリフューズ（お断り）

マイバッグの利用など、買い物時に不要な容器包装を断ることで、容器包装の量の削減を働きかける。

○ 詰めかえ品・量り売り商品・マイボトル等の活用

市民に、ハンドソープや洗剤類等の詰め替え可能なものや、量り売り品の購入、及びマイボトルの活用など、容器包装の削減につながる製品の購入に努めるよう働きかける。

○ 容器包装の最小化

事業者に、自らの販売する商品の不要な容器包装をなくし、廃棄物につながる容器包装を最小限にするよう努めるよう働きかける。

○ イベントごみの発生抑制

市民及び事業者に、花火大会やマラソン大会などのイベントを実施する際、使い捨て容器などを利用せず、再利用可能なエコ容器を利用するなど、環境に配慮して、ごみの発生を抑制するよう働きかける。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		空きカン
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	空きビン
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		プラスチック容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	50 t		50 t		51 t		51 t		51 t	
主としてアルミニウム製の容器	22 t		22 t		22 t		22 t		22 t	
無色のガラス製容器	171 t		171 t		171 t		170 t		169 t	
		171 t		171 t		171 t		170 t		169 t
茶色のガラス製容器	138 t		138 t		139 t		138 t		137 t	
		138 t		138 t		139 t		138 t		137 t
その他のガラス製容器	131 t		131 t		132 t		131 t		130 t	
		131 t		131 t		132 t		131 t		130 t
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	6 t		6 t		6 t		6 t		6 t	
主として段ボール製の容器包装	488 t		491 t		494 t		494 t		494 t	
主としてポリエチレンテレフタレート（P E T）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	147 t		148 t		148 t		148 t		148 t	
	147 t		148 t		148 t		148 t		148 t	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	496 t		499 t		502 t		501 t		501 t	
		496 t		499 t		502 t		501 t		501 t

凡例

合計	
引渡数量	独自処理量

9. 各年度において得られる分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定めるものの量の見込みの算定方法

- 特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定めるものの量の見込み

京田辺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【参考資料】におけるごみ排出量の将来推計に、直近年度の割合等を乗じて算出した。

ただし、段ボールについては、令和3度の回収量482 tを基本値とし、それに人口変動率を乗じて算出した。

人口については、平成28年2月策定の京田辺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画で採用した「平成25年度 京田辺市将来人口推計調査業務委託報告書」における推計値（国勢調査ベース）とした。

5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
75,889 人 (対前年度比)	76,308 人 (対前年度比)	76,729 人 (対前年度比)	76,672 人 (対前年度比)	76,615 人 (対前年度比)
100.6%	100.6%	100.6%	99.9%	99.9%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	空きカン	市による定期収集	市
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	空きビン	市による定期収集	市
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙容器	紙パック	市による拠点回収	市
	段ボール	紙ごみ	市による定期収集	市
		(集団回収)	地域の集団回収	民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集	市
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック容器包装	市による定期収集	民間業者

1 1. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

空きカン、ペットボトルについては、リサイクルプラザ（リサイクル工場棟）にて選別・圧縮処理を行う。

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	空きカン	袋	ダンプ車	リサイクルプラザ (リサイクル工場棟)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	空きビン	袋	ダンプ車	ストックヤード
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙容器	紙パック	回収箱	ダンプ車	ストックヤード
		—	(集団回収)	民間事業者
段ボール	紙ごみ	縛る	ダンプ車	ストックヤード
		—	(集団回収)	民間事業者
ペットボトル	ペットボトル	袋	パッカー車	リサイクルプラザ (リサイクル工場棟)
その他のプラスチック 製容器包装	プラスチック 容器包装	回収箱	パッカー車	民間事業者

1 2. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

○ 再生資源集団回収事業の推進

本市における再生資源集団回収団体への支援については、平成4年度に補助金交付要綱を制定し、集団回収団体の資源の回収量に応じ補助金を交付している。

今後のごみ減量化・資源化の推進には、集団回収による資源化量は重要な要素となることから、市では集団回収による回収量の拡大を目指す。